

鳥取市職員のための市設宿舎に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 4 月 1 8 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 4 9 号

鳥取市職員のための市設宿舎に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

鳥取市職員のための市設宿舎に関する条例施行規則（平成 1 6 年鳥取市規則第 2 1
1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 0， 0 0 0 円」を「2 8， 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取市職員のための市
設宿舎に関する条例施行規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。